

条文・運用検証のワークシート まとめ

資料 1

丸亀市自治基本条例

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	→	改正案・改善案	委員会における意見の概要
---	---	---	----	----	----	----	------------------------------	---	---------	--------------

10p(第13条)～18p(第21条)のこの列には、8月5日に開催した自治推進委員会において出された意見の概要を記載しています。

条 項 号	条文	改 正 運 用 維 持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案	委員会における意見の概要
前文					
	<p>丸亀市は、讃岐平野の中央に位置し、飯野山、土器川とその周りに広がる田園は、讃岐の山並みへと続き、穏やかな瀬戸内海には島々が点在しております。温暖な気候風土は、産業を振興させ、人々の暮らしを豊かにし、まちを発展させるとともに、丸亀城を始めとする歴史遺産や伝統、文化を育んできました。</p> <p><u>私たち丸亀市民は、ふるさとに深い愛着を抱いており、先人たちが守り続けてきた、豊かな自然や育まれた産業、培われてきた歴史や伝統、文化を受け継ぎ、次世代に引き継いでいかなければなりません。</u></p> <p>私たちは、これからの地方分権時代における多様で個性豊かな地域社会を形成していくために、主権者である市民一人ひとりが主体となって、役割を分担し、自らの責任を果たし、協力しなければなりません。私たちは、お互いに個人として尊重されるとともに、自らの意思と責任に基づいて主体的に行動することを自治の基本理念として定め、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p> <p>ここに私たちは、地方自治の本旨に基づき、丸亀市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために自治基本条例を制定します。</p>	1 0 7	<p>【改正】前文の第2段落と、第8章の第24条第3項、第25条第2項とはどのように整合性を取っているのか。第3段落は新しい時代に沿った、市民の多様性や「個」を尊重する自治体作りを目指す、ということだと理解するが、やはり第2段落との併存イメージをどのように考えているのか知りたい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第8章 市政運営の原則</p> <p>(総合計画) 第24条第3項 市長は、総合計画が社会の変化に対応できるように常に検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。</p> <p>(組織) 第25条第2項 市長等は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため常に見直しに努めなければならない。</p> </div>	<p>【改正案】適切な文章が思い浮かばないが、「少子高齢化や過疎化が進む中、丸亀が育んできた地域文化や伝統の維持に努めると共に、新しい時代に即応した、多様性を受け入れる開かれた自治体づくりとの共存を目指す」といった、伝承と変革の双方を矛盾なく組み込んだ文言の方が良いように思う。</p>	

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	→ 改正案・改善案	委員会における意見の概要
第1章 総則									
目的									
1			この条例は、丸亀市における自治の基本理念を明らかにし、市民の権利及び責務並びに市長及び議会の権能及び責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、自立した地域社会を実現し、市民福祉の向上を目指すことを目的とする。	0	0	8			
定義									
2			この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。						
2		1	市民 市内に住み、働き、学ぶ者及び市内において事業又は活動を行う法人その他の団体をいう。						
2		2	市長等 市長、消防長、モーターボート競走事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。	0	0	8			
2		3	参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程に、責任を持って主体的に関与することをいう。						
2		4	協働 市民及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら、対等な立場で協力し合うことをいう。						

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案	委員会における意見の概要
基本原則									
3			第1条の目的を達成するため、次に掲げることをこの条例の基本原則とする。	0	1	7	【運用】第4号の「協働」について、どのような活動が市民活動と言えるのかがもう少し明確であるべきだと思う。		
3	1	市民及び市は、一人ひとりの人権を尊重すること。							
3	2	市民及び市は、互いに市政に関する情報を共有し合うこと。							
3	3	市民は、市政への参画の機会が保障されること。							
3	4	市民及び市は、協働してまちづくりを行うこと。							
3	5	市民の自治活動は、自主性を基本とし、尊重されること。							

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案	委員会における意見の概要
第2章 市民の権利及び責務									
市民の権利									
4	1		市民は、個人として尊重され、安全で安心な生活を営むとともに等しく市の行政サービスを受ける権利を有する。	0	0	8			
4	2		市民は、市が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映(以下「政策形成等」という。)の過程に参画する権利を有する。						
4	3		市民は、市が保有する情報を知る権利を有する。						
4	4		市民は、互いに対等な立場で前3項に規定する権利を行使することができる。						
4	5		市民は、市政への参画に当たり、自主性及び自立性が尊重される権利を有する。						
市民の責務									
5	1		市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し合うとともに、協働による自治の推進に努めるものとする。	0	1	7	【運用】第1項の「協働」について、どのような活動が市民活動と言えるのかがもう少し明確であるべきだと思う。		
5	2		市民は、政策形成等の過程に参画するに当たっては、自らの行動及び発言に責任を持ち、前条に規定する権利の行使に当たっては、これを濫用してはならない。						
5	3		市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。						

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案	委員会における意見の概要
第3章 議会の機能及び責務									
議会の機能									
6	1		議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の定めるところにより、条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定のほか、市政に関する事項で別に法令及び条例で定められた事項について議決する。	0	0	8			
6	2		議会は、市民の意思が市政に反映され、適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する権能を果たさなければならない。						
議会の責務									
7	1		議会は、会議を公開するとともに、議会の保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営に努めなければならない。	0	0	8			
7	2		議会は、自らの権能と責務に関する基本的な事項を定め、市民に対し、議会の役割を明確にするよう努めなければならない。						
議員の責務									
8	1		議員は、議会活動に関する情報、市政の状況等について、市民に対して説明するよう努めなければならない。	0	0	8			
8	2		議員は、市民福祉の向上を図るため、市政調査、議案提出等の権能を積極的に活用するよう努めなければならない。						

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案	委員会における意見の概要
第4章 市長、他の執行機関及び職員の責務									
市長の責務									
9	1		市長は、市政の代表者として、この条例の理念を実現するため、毎年市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。				<p>【運用】広聴業務で寄せられる意見件数が年々減少していることに対して、今後の取り組みに改善が必要なのではないか。</p> <p>【運用】市民からの意見・質問とその回答についてホームページには分野別に掲載されているが、視認性を高めるため、時系列にも掲載してはどうか。</p>		
9	2		市長は、市民の意向を適正に判断し、市政の課題に対処したまちづくりを推進しなければならない。				<p>【運用】・第2項:「市長は市民の意向を適正に判断し、～」とある。広聴広報課での取り組みがなされ意見交換はしているが、適正な判断はどのようにされているか市民に分かりにくい。</p> <p>・第3項:「職員の能力評価」が見えにくい。適切な人材育成はどのようになされているのか。人材育成の課題、達成目標が明確であるか。</p>		
9	3		市長は、職員を指揮監督し、その能力を評価した上で適正に配置するとともに、人材の育成を図らなければならない。	0	4	5	<p>【運用】第3項に「市長は、職員を指揮監督し、～」とあるが、職員の能力の評価は難しいし、全職員だと多すぎて不可能であると思う。(追記:市長は、選挙の公約を忠実に守らなければならない。(公約違反は厳禁))</p> <p>【その他】第1項:市長は、市政の代表者として、丸亀市の品格を維持することが必要。</p>		
他の執行機関の責務									
10			市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、市長及び他の執行機関と協力して市政の運営に当たらなければならない。	0	1	8	<p>【運用】具体的にどのように生かされているのか見えない。</p>		

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	修正案・改善案	委員会における意見の概要
職員の責務									
11	1		職員は、市民本位の立場に立ち、公正、誠実かつ効率的にその職務を遂行しなければならない。	0	1	8	【運用】各研修や懇談会を可能な限りオンラインで開催すべきではないかと考える。(常に新しい情報を共有するため)		
11	2		職員は、職務の遂行に当たっては、法令及び条例等を遵守しなければならない。						
11	3		職員は、職務の遂行に必要な知識や技術等の能力開発及び自己啓発を行うとともに、創意工夫に努めなければならない。						

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案	委員会における意見の概要
第5章 コミュニティ活動と市民公益活動									
コミュニティ活動									
12	1		市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するものとする。				<p>【改正】コミュニティ活動では、防災や防犯等、安全も大切である。前文にもある「安全」を追記。</p> <p>【改正】コミュニティ活動では、防災や防犯等、安全も大切である。前文にもある「安全」を追記。</p> <p>【改正】安全・安心・安定の三つをセットで追記。</p> <p>【運用】コミュニティ活動推進のための環境や広報の手法について検証・充実が必要ではないか。その分析次第では職員の研修や資質向上の機会も必要。</p> <p>【運用】地域への情報提供体制の構築。(地域担当職員や協働推進員のような、地域コミュニティに身近な担当職員の役割をより明確にし、地域住民と自治体の部署間の橋渡し役となれるようにすべきと考える。また、市民アンケート(今年度実施)の結果から、市からの情報発信に関して「必要な情報が発信されていない」という回答が多かったことや、前回の自治推進委員会で委員の方も同様の意見を述べられていたことから、地域の情報を自治体の部署間で共有し、状況に合わせて、必要な情報を逐一提供できる体制の構築が求められるのではないかと考える。)</p> <p>【維持】コミュニティセンターの職員も市職員と同じ責務等を負う必要があると思う。</p> <p>【その他】コミュニティ活動が活発化できていない地区もある。地域の課題解決にあたっては、コミュニティセンターを活動拠点として積極的な取り組みが必要。</p>	<p>【改正案】第1項「市民は、安全で安心して～」</p> <p>【改正案】第1項「市民は、安全で安心して～」</p> <p>【改正案】第1項「市民は、安全・安心・安定して～」</p>	
12	2		市長等は、前項に規定する市民の自主的な地区におけるコミュニティ活動の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければならない。	3	2	4			

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	修正案・改善案	委員会における意見の概要
			市民公益活動						
13			市長等は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、様々な分野で社会的な課題を解決し、よりよい社会づくりに寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、その活動を促進するための適切な施策を講じなければならない。	0	2	7	【運用】具体的にどのように生かされているのか見えない。		

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案	委員会における意見の概要
第6章 情報の共有									
情報の公開及び共有									
14	1		市は、市政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、参画と協働による開かれた市政を実現するため、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、市民との情報の共有に努めなければならない。				<p>【改正】第1項:積極的な情報公開について、SNSでの発信が盛んな現代において迅速な情報公開が必要ではないか。「迅速に」を追記。</p> <p>【運用】広報まるがめについて、何がどこに書いてあるのかが慣れていなければ分からない紙面の構成になっている気がする。(例:課ごとの構成や目次等がないことなど)</p> <p>【運用】丸亀市ホームページ「市民の意見」において整理されているが、年度ごと地域ごとのソートのPDFデータであるため、必要な情報に至るまでに時間がかかる。また、市民の意見分析報告(H26～H28版)を更新してほしい。</p> <p>【運用】HPの表記内容を精査されてきた中で、市民目線で見ると時に情報がより届くように、更に興味を持ってもらえるように改善できる点はないか。</p>	<p>【改正案】第1項「市が保有する情報を積極的かつ迅速に公開するとともに、～」。</p> <p>【改善案】今後のIT化推進を踏まえたデータベース構築ができれば、より情報共有がしやすいと考える。(例:「丸亀市議会会議録検索システム」など)</p>	<p>●【改正案に対する委員会での検討結果】「迅速に」という表現がなくてはならないという状況とはいえないため、改正の必要はないとの結論に至った。</p> <p>●行政が情報提供する際に大切なことは、市民にとって重要な情報は何か、市民はどのような情報を必要としているのかということをもまず考え、必要とされる情報を正確に伝えること。</p> <p>●ホームページについて、知りたい情報に簡単にアクセスできるように改良する必要がある。一方で、市政に関する情報をホームページから得ている人の割合(15%程度)を考えると、ホームページだけでなく、SNSの多様なツールを活用することも必要である。</p> <p>●アンケートの中で「必要な情報が発信されていない」と回答した人に、「その必要な情報とはなにか」を聞いていないのは、このアンケートの不十分な点。</p> <p>●マルタスの財政状況に関してできるだけ情報公開することが必要。</p>
14	2		前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。	1	4	4	<p>【運用】・地域への情報提供体制の構築。(地域担当職員や協働推進員のような、地域コミュニティに身近な担当職員の役割をより明確にし、地域住民と自治体の部署間の橋渡し役となれるようにすべきと考える。また、市民アンケート(今年度実施)の結果から、市からの情報発信に関して「必要な情報が発信されていない」という回答が多かったことや、前回の自治推進委員会で委員の方も同様の意見を述べられていたことから、地域の情報を自治体の部署間で共有し、状況に合わせて、必要な情報を逐一提供できる体制の構築が求められるのではないかと考える。)</p> <p>・まちづくり出前講座のオンライン化を検討すべきと考える。(状況・利用する団体に合わせて)</p> <p>(質問)まちづくり出前講座は主にどのような団体が利用しているのか。</p>	<p>→(回答)主に、コミュニティや自治会、老人会のほか、保育所等や小学校などです。</p>	

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案	委員会における意見の概要
個人情報の保護									
15	1		市は、市民の基本的な人権を守るため、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して、適切な措置を講じなければならない。	0	0	9	【その他】障がい者家庭の支援活動をコミュニティと社協が連携して実施した際、市の主管部門に相談、具体的な取り組みを行おうとしたが、個人情報保護をたてに前進をはばまれた。個人情報の保護は厳正に行うものであるが、事案によっては、部局の責任者立会等を踏まえ、情報の開示を認める必要がある。		●市が持つ個人情報の保護と第三者への提供に関して、個人情報保護条例に基づく運用を整理・明確にする必要がある。
15	2		前項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。						
第7章 市民参画及び協働									
参画									
16	1		市は、市民参画を促進させるため、様々な制度や施策を講じて、広く市民が参画する機会を保障しなければならない。	0	2	7	【運用】市民アンケート問17により、まちづくり活動への参加は16%ほどである。また、参加したいと思わない人は30%、市民参加の促進のための策には、新たな取り組みが必要である。		●アンケートにおいてまちづくりに参加するために必要なことを聞くと、「時間」や「参加するきっかけ」の回答が多い。かなりの数の方が興味を持ちながらも、なかなか参加できない状況にあることが分かる。 ●まちづくり活動への参加を促すものとして、既に他市で取り入れられている地域ポイント制度の導入を検討してもいいのではないか。地域ポイント制度の実施により、様々な面で市民活動が促進される可能性がある。 ●地域ポイント制度については、継続できる仕組みづくりが必要である。
16	2		市長等は、市民が参画しないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。						

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案	委員会における意見の概要
政策形成及び実施過程への参画									
17	1		市長等は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。				<p>【運用】市HPの各項目の見せ方について共通していえるのが、パブリック・コメント、アンケート調査等の説明や結果が、文字だけで分かりづらかったり、図やフローが煩雑になっていて分かりづらかったりする。</p> <p>【運用】意見を求めるアンケート調査、パブリックコメントは、さらに広く意見を求められる方法はないか。アンケート回答者の地域が偏っている。(地域活動に関心のある地域だからか?)形式だけの意見聴取にならないことが求められる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●パブリック・コメント実施の際、計画等の「概要」提供をしないのなら、提供しない理由を示す必要がある。 ●パブリック・コメント実施の際、コミュニティセンターでは資料を置いているだけになっているので、パブリック・コメント実施中であることが分かるような表示の工夫が必要ではないか。 ●必ずしも1回でパブリック・コメントの結論まで至る必要はないので、段階的に意見募集を重ねていく方法をとってもいいのではないか。 ●今年度の年間計画を見ると、パブリック・コメントが11月以降に集中していることが気になる。11月だけで計画が6つに7つもあるので、もう少し時期をずらせないか。
17	2		市長等は、市民に意見を求めるときは、パブリック・コメント、アンケート調査、公聴会の開催等適当な方法で実施するものとする。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適当な検討期間を設けなければならない。	0	4	5	<p>【運用】パブリック・コメントの周知や、幅広い市民の方々から意見してもらえよう、もっと工夫や熱量のある働きかけが必要だと思う。</p> <p>【運用】パブリックコメントの概要提供において、個々の案件を担当課も十分に理解すべきだと考える。(概要提供が必要か否かを適切に判断するためにも)</p>		
17	3		前2項に規定する意見を求める場合に関して必要な事項は、別に定める。						

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案	委員会における意見の概要
審議会等の運営									
18	1		市長等は、市の執行機関に設置する審議会等の委員を選任する場合は、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則として市民からの公募による委員を参加させなければならない。						●全国的に見ると、本市の公募委員比率は低いのではないかと。審議会の性質によっては、公募委員を増やす取組を行ってもいいのではないかと。
18	2		市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。	0	0	9			
18	3		前2項に規定する審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。						

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案	委員会における意見の概要
住民投票									
19	1		市長は、市政に関する重要事項について、住民の意見を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。						
19	2		住民投票を実施しようとするときは、対象事案に応じた条例を別に定めるものとする。						
19	3		議員及び市長の選挙権を有する住民は、法の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、前項に規定する条例の制定を請求することができる。	0	0	9			
19	4		議員は、市民の意見を直接問う必要があると認めるときは、法の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、第2項に規定する条例の制定を発議することができる。						
19	5		市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。						

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案	委員会における意見の概要
			協働						
20	1		市民及び市は、お互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係の下に、協働してまちづくりを進めるよう努めなければならない。				<p>【運用】協働の拠点であるマルタスでの活動が活発化し、まちづくり(なかまづくり)を促せる仕組みづくりやイベントの広報を行う必要がある。</p> <p>【運用】HP(マルタス)について、活動団体について列挙するだけでなく分類分けすると分かりやすいのではないかと。レポートがマルタスのものなのか、市民活動のものなのか分かりづらい。市民活動を始めるとはどうしたらいいのか(概要)などを図を使うなどして分かりやすくしては。相談する前の興味付けが少ないように思う。マルタスに対する期待はあるようなので、それを市民活動の促進にも活かせるとよい。そんな仕掛けも必要では。</p> <p>【運用】マルタスについては、その効果等を時間を置いてではなく随時検証する。(市民活動の窓口としての役割など)</p> <p>【運用】今後、市民交流活動センターの成果をできるだけ具体的に市民に示していただくとともに、当初掲げられていた目標にどれくらい到達できているか、様々な角度から検証していただく必要があると思う。</p> <p>【運用】アンケート結果から、「協働」という行為のイメージが浮かびにくい現状があることを知ったので、ガイドライン等に掲載する際には、課題を一つ例に挙げながら、イメージしやすくする等といった工夫が必要と考える。</p> <p>【維持】今後年数を経過したころに、マルタスの成果等の評価を実施する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●マルタスについて <ul style="list-style-type: none"> ・マルタスの効果検証が必要。 ・マルタスの効果検証を行うために指標の設定が必要。その指標は、来館者数などのにぎわいを測る指標だけでなく、市民活動がどれくらい推進されたかを測る指標も必要。 ・マルタスの運用が、条文「市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとする。」に沿ったものとなっているか。その状況を市民が知ることができるように。 ●コミュニティとの協働について <ul style="list-style-type: none"> ・市には、コミュニティなど市民が行っている活動に丁寧に対応していただきたい。また、課題解決のために、市にはもっと踏み込んでいただきたい。 ●協働についてイメージしにくい <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査で、「丸亀市は「協働」によるまちづくりが進んでいるか」と質問して、「分からない」と回答した人の割合が50%程度。質問設定の段階から、協働とは一体何かが分かるような表現とすることが大切。
20	2		市長等は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとする。	0	5	4			

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	修正案・改善案	委員会における意見の概要
							<p>【その他】市の部門によっては、レスポンスがとぎれることもあって、活動が十分に進まない事例が年間何度か発生している。協働を推進するにあたり、連携をより密にして、市民の自発的な活動を支援することが必要。</p> <p>(質問)市提案型協働事業の課題テーマは毎年どのように選定しているのか。(選定基準等はあるか)</p>	<p>→(回答)毎年、各課から課題テーマを募集し、提出されたテーマのすべてを市提案型協働事業の課題テーマとしています。</p>	

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案	委員会における意見の概要
自治推進委員会の設置									
21	1		市民参画及び協働の適正かつ円滑な推進及び市民による自治の進展を図ることを目的として、丸亀市自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。	0	0	9			
21	2		委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとする。						
21	3		委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができる。						
21	4		市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければならない。						
21	5		委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。						

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案	委員会における意見の概要
第8章 市政運営の原則									
行政手続									
22	1		市長等は、行政処分等に関する手続を定めて、市民の権利利益の保護に努めなければならない。	0	0	8			
22	2		前項の手続について必要な事項は、別に条例で定める。						
説明責任及び応答責任									
23	1		市長等は、政策の立案、実施及び評価に至る過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。	0	0	8	【維持】「維持」で構わないが、アンケートの内容をみると、市民に対して分かりやすく説明し、声に耳を傾ける姿勢が必要かもしれない。		
23	2		市長等は、市民から提示された意見等に対し、速やかに回答するとともに、公表しなければならない。						
総合計画									
24	1		市は、この条例の理念にのっとり、市政の運営を図るための総合的な計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。	0	0	8			
24	2		市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。						
24	3		市長は、総合計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。						

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案	委員会における意見の概要
組織									
25	1		市長等は、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮するとともに、市民に分かりやすい組織の編成を行わなければならない。	0	2	6	<p>【運用】組織横断的な活動が展開されるためには、個々の組織が互いに横で繋がっている必要があると思う。 →組織内で連携を取りやすくし、個人が必要とするサービスを効率よく提供するために。</p> <p>【運用】アンケート調査より、組織が縦割りのため市民の意見が反映されにくい等の意見があった。今後も市民にわかりやすい組織改善が必要。</p>		
25	2		市長等は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため常に見直しに努めなければならない。						
財政の健全性の確保									
26	1		市長は、健全財政の確保に努め、効率的かつ重点的に市の行政を担わなければならない。				<p>【運用】アンケート調査より、健全な財政確保に対し給付金等の丸亀市の現状への不安、不信感が募っている。納得のいく説明が求められている。</p>		
26	2		市長は、法及び条例で定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を市民に公表しなければならない。	0	1	7	<p>【維持】「維持」で構わないが、市民に対して財政の健全性をより分かりやすく説明する姿勢が必要かもしれない。(予算の使いどころの説明など)</p>		
出資法人に対する指導法等									
27			市長等は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人に対し、当該法人の運営が健全に維持されるよう必要な指導及び助言を行うものとする。	0	0	8			

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案	委員会における意見の概要
行政評価									
28	1		市長等は、総合計画の推進に当たり行政評価を実施し、その結果に基づき、施策等を見直すとともに、総合計画の進行管理及び予算の編成に反映させなければならない。	0	1	7	【運用】行政評価の実施における市民参加について、(その他のアンケートと同様)市民の声がさらに反映されるよう、SNS等広く意見徴収の場を設ける必要があるのではないか。		
28	2		市長等は、行政評価の実施に当たって市民参画に努めるとともに、その結果を公表しなければならない。						
監査									
29			市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施するものとする。	0	0	8			
国及び県との関係									
30			市は、国及び香川県と対等の関係にあることを踏まえ、適切な役割分担を行い、自立した地方自治を確立するよう努めなければならない。	0	0	8			

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案	委員会における意見の概要
			他の地方公共団体等との関係						
31	1		市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を保持しつつお互いに連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努めなければならない。				<p>【維持】瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョンにおいて、医療、消防・救急等についての連携は進んでいるように感じるが、他の分野での連携が見えづらい。</p> <p>(質問)</p> <p>①共通課題、広域的課題の捉え方 ②現在進めている連携(可能な範囲で)</p>	<p>(回答)</p> <p>①瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョンに掲載している取組については、2市3町の政策部門の職員による「事務調整会議」の場などにおいて、共通課題や広域的課題について協議しています。</p> <p>②現在、令和4年度からの5年間を計画期間とする「第3次瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン」の策定を進めています。今後はその中で、新たな取組などを含めて連携内容を定めていくこととなりますが、例えばSDGsや脱炭素社会(カーボンニュートラル)、行政のデジタル化といった社会的課題などについても協議しているところで</p>	
31	2		市は、前項に規定する課題を解決するため、他の地方公共団体及び関係機関と共同で組織を設けることができる。	0	0	8			

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	→ 改正案・改善案	委員会における意見の概要
第9章 最高規範性									
32	1		この条例は、自治の基本的事項及び市政に関する最高規範であり、市民及び市は、誠実にこれを遵守しなければならない。						
32	2		市長等は、この条例の理念にのっとり、市政運営及び施策の実現に向けた基本的な制度の整備に努めるとともに、条例及び規則等の体系化を図らなければならない。	0	0	8			
第10章 雑則									
条例の見直し									
33	1		市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念に適合したものであるかどうかを検討するものとする。						
33	2		市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。	0	0	8			
33	3		市長は、前項に規定する必要な措置を講じるに当たっては、市民の意見を聴かなければならない。						
委任									
34			この条例の施行に関し必要な事項は、別に条例で定めるものを除くほか、市長等が別に定める。	0	0	8			